

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の施行および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) これまで条例で利用することができることとしていた地方税法等による県税の徴収に関する事務等に係る本人確認情報について、番号利用法等の施行により法定利用事務に追加されることとなったことから、関係規定の整理を行うこととします。（第3条～第6条、別表第1、別表第2関係）
- (2) 住民基本台帳法の一部改正に伴う条項の移動等により、必要な規定の整理を行うこととします。（第6条、第7条関係）
- (3) この条例は、平成28年1月1日から施行することとします。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条・第2条 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略</p>
<p>(本人確認情報を提供する区域内の市町の執行機関および提供に係る事務)</p>	
<p>第3条 法第30条の13第1項に規定する条例で定める県の区域内の市町の市長その他の執行機関（以下「区域内の市町の執行機関」という。）および事務は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p>	
<p>第4条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（法第7条第8号の2に掲げる個人番号を除く。以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の区域内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p>	<p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p>
<p>第5条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>	<p>第3条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p>
<p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)</p>	<p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)</p>
<p>第6条 法第30条の15第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）および事務は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p>	<p>第4条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）および事務は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>
<p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p>	<p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p>

第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(利用および提供の状況の公表)

第8条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第9条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第52条第1項に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。

別表第1（第3条関係）

提供を受ける区域 内の市町の執行機 関	事務
市町長	地方税法（昭和25年法律第226号）または市町の条例による個人の市町民税（これと併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。）、固定資産税、軽自動車税、入湯税、都市計画税もしくは国民健康保険税の賦課または市町税（個人の市町民税と併

第5条 知事が行う法第30条の15第2項第2号の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。ただし、法第7条第8号の2に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項または第2項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

(利用および提供の状況の公表)

第6条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第52条第1項に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。

(削除)

せて賦課徴収する個人の県民税を含む。)の徴収  
 (延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加  
 算金および滞納処分費の徴収を含む。以下同じ。)  
 に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第5条関係)

- 1 (略)
- 2 地方税法または滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)による個人  
 の行う事業に対する事業税、不動産取得税もしくは自動車税の賦課または  
 県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、  
 鉾区税、自動車取得税もしくは軽油引取税の徴収に関する事務であって規則  
 で定めるもの
- 3 地方税法、滋賀県税条例または滋賀県産業廃棄物税条例(平成15年滋賀  
 県条例第6号)による産業廃棄物税の徴収に関する事務であって規則で定  
 めるもの
- 4 地方税法によるゴルフ場利用税または軽油引取税に関する犯則事件の調  
 査に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録または同法第32  
 条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 自然公園法(昭和32年法律第161号)による同法第13条第3項の許可(同  
 項第1号に掲げる行為に係るものに限る。)に関する事務であって規則で  
 定めるもの
- 7 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同法第3条の登録または同法  
 第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 介護保険法(平成9年法律第123号)による同法第69条の2第1項の介護  
 支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務であって規則で定めるも  
 の
- 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第  
 88号)による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の

別表第1 (第3条関係)

- 1 (略)
- (削除)
- (削除)
- (削除)
- 2 採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録または同法第32  
 条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 自然公園法(昭和32年法律第161号)による同法第13条第3項の許可(同  
 項第1号に掲げる行為に係るものに限る。)に関する事務であって規則で  
 定めるもの
- 4 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同法第3条の登録または同法  
 第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 介護保険法(平成9年法律第123号)による同法第69条の2第1項の介護  
 支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務であって規則で定めるも  
 の
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第  
 88号)による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の

届出に関する事務であって規則で定めるもの	届出に関する事務であって規則で定めるもの
10 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例（大正12年滋賀県令第29号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	7 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例（大正12年滋賀県令第29号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 公立学校に勤務する学校職員の退職年金および退職一時金支給条例（昭和26年滋賀県条例第59号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	8 公立学校に勤務する学校職員の退職年金および退職一時金支給条例（昭和26年滋賀県条例第59号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）による同条例第16条第3項の許可（同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの	9 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）による同条例第16条第3項の許可（同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの
13 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年滋賀県条例第43号）による公務上の災害もしくは通勤による災害に対する補償または福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	10 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年滋賀県条例第43号）による公務上の災害もしくは通勤による災害に対する補償または福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
14 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）による同条例第23条第1項もしくは第3項の登録または同条例第23条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	11 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）による同条例第23条第1項もしくは第3項の登録または同条例第23条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
15 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年滋賀県条例第31号）による同条例第3条第1項もしくは第3項もしくは第7条第1項の登録または同条例第8条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	12 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年滋賀県条例第31号）による同条例第3条第1項もしくは第3項もしくは第7条第1項の登録または同条例第8条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
16 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例（平成3年滋賀県条例第17号）による同条例第3条の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	13 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例（平成3年滋賀県条例第17号）による同条例第3条の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
17 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	14 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
18 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務であって規則	15 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務であって規則

<p>則で定めるもの</p> <p>19 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p>（略）</p>	<p>則で定めるもの</p> <p>16 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>（略）</p>
--	--

議第 号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成 14 年滋賀県条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条および第 4 条を削る。

第 5 条中「別表第 2」を「別表第 1」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条中「第 30 条の 15 第 2 項」を「第 30 条の 15 第 2 項第 2 号」に、「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「第 30 条の 15 第 2 項」を「第 30 条の 15 第 2 項第 2 号」に、「都道府県知事保存本人確認情報の」を「法第 30 条の 8 に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第 7 条第 8 号の 2 に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 1 項または第 2 項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

第 7 条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同表中第 2 項から第 4 項までを削り、第 5 項を第 2 項とし、第 6 項から第 19 項までを 3 項ずつ繰り上げ、同表を別表第 1 とする。

別表第 3 中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改め、同表を別表第 2 とする。

付 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。